○関東地方整備局告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第八十三号線

三　事業施行期間　自令和八年二月十七日至令和二十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都北区中十条四丁目、十条仲原四丁目及び東十条六丁目地内

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

議員当選報告書受領

二月十四日高市内閣総理大臣から、二月八日執行の衆議院議員総選挙の結果、北海道選挙区選出議員伊東良孝外四百六十四名が当選した旨の報告書を受領した。

報告書受領

二月十日内閣から次の報告書を受領した。

国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく令和七年七月一日から令和八年一月三十一日までの間における同法の施行状況報告書

又二月十三日内閣から次の報告書を受領した。

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条第二号の規定による廃止前の国有林野事業の改革のための特別措置法第十七条の規定に基づく令和六年度における国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第三十一条の規定に基づく令和六年度における日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告

参議院

報告書受領

二月十三日内閣から、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条第二号の規定による廃止前の国有林野事業の改革のための特別措置法第十七条の規定に基づく令和六年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第三十一条の規定に基づく令和六年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告を受領した。

人事異動

内閣

○防衛大臣臨時代理

国務大臣

赤間　二郎（あかま　じろう）

防衛大臣小泉進次郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（二月十二日）

○外務大臣臨時代理

同

木原　稔

外務大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

（経済協力開発機構日本政府代表部在勤）特命全権大使　安藤　俊英

経済産業審議官　松尾　剛彦

第三十回国際エネルギー機関閣僚理事会日本政府代表を命ずる

期間は令和八年三月五日までとする（各通）（以上二月十三日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、セルビアの国祭日につき、二月十二日同国大統領閣下く御祝電を発せられた。

天皇陛下は、リトアニアの国家再建記念日につき、二月十三日同国大統領閣下く御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

国営米沢平野緊急防災等工事計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の４第１項の規定に基づき、国営米沢平野土地改良事業につき緊急防災等工事計画を定めたので、同条第４項において準用する同法第87条第５項の規定に基づき公告し、当該緊急防災等工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この緊急防災等工事計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この緊急防災等工事計画については、上記の審査請求のほか、この緊急防災等工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、緊急防災等工事計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和８年２月17日

農林水産大臣　鈴木　憲和

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営米沢平野事故防止事業計画書（緊急防災等工事計画書）の写し

２　縦覧期間

令和８年２月17日から令和８年３月10日まで

３　縦覧場所

農林水産省東北農政局のウェブサイト

労働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

近畿運輸局最低賃金公示第１号

近畿地方交通審議会から近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第１号）、近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第２号）及び近畿15年近畿運輸局最低賃金（平成15年近畿運輸局最低賃金公示第１号）の改正について答申があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

答申による意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に近畿運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号540―8558大阪府大阪市中央区大手前四丁目１番76号」あて提出されたい。

令和８年２月17日

近畿運輸局長　服部　真樹

近畿地方交通審議会の意見（要旨）

１．近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員（船長を含む。）「271,500円」を「282,500円」に、ただし書の課程修了後の勤務期間が一定の期間に満たない職員「255,050円」を「266,050円」に、はしけ長「271,500円」を「282,500円」に、部員「212,750円」を「223,750円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「203,450円」を「214,450円」に改正することが適当である。

２．近畿海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員（船長を含む。）「264,800円」を「275,300円」に、部員「203,400円」を「213,400円」に改正することが適当である。

３．近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、「220,000円」を「231,000円」に改正することが適当である。

四国運輸局最低賃金公示第１号

四国地方交通審議会から四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第５号）、四国海上旅客運送業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第６号）、四国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年四国